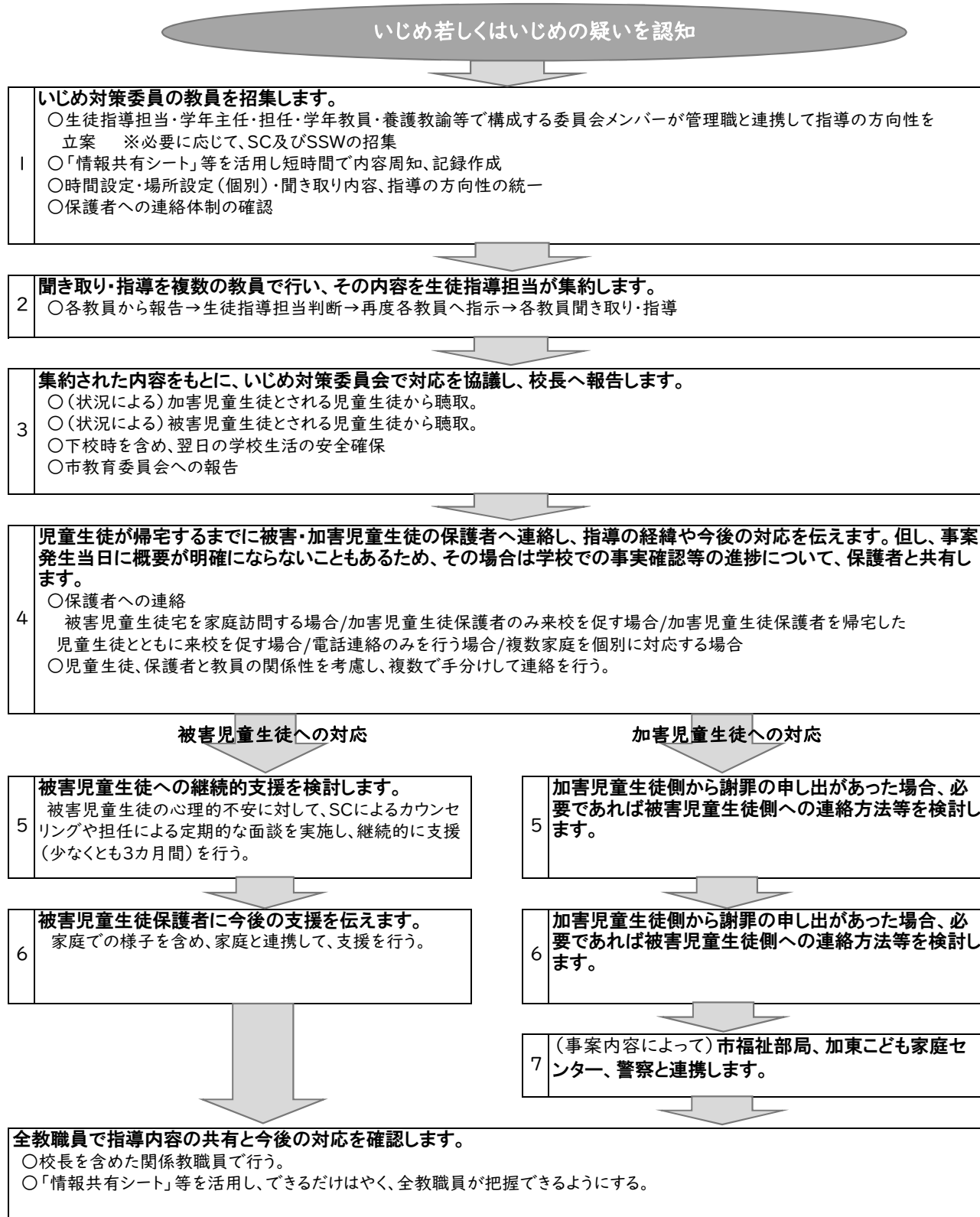


いじめ事案に対する初期対応について

児童生徒及び保護者の方からの訴え、教職員の気づき等により、いじめの疑いが生じた時点で、以下の対応を行います。



※その後も、被害児童生徒への継続的な支援、加害児童生徒への継続的な指導を行います。